

特定建設作業実施の規制について

高 砂 市

1. 特定建設作業の届出要領

(1) 届出義務

騒音・振動規制区域内（県条例は民家から500m以内）において**特定建設作業（別表1）**を伴う建設工事を行う時は、その工事の**元請業者**が届出をしなければなりません。

ただし、特定建設作業が1日間で終了する場合は届出の必要はありません。

(2) 届出期限

特定建設作業の開始**7日前**までに提出しなければなりません。

ただし、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う場合はこの限りではありません。

(3) 届出部数

2部（正、副各1部作成、副本は控えとしてください。）

(4) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ・ 廃棄物の処理方法（**委託処分する場合は許可番号を記入してください。**）
- ・ 工事工程表
- ・ 特定建設作業場所の付近見取図
- ・ その他参考資料（道路使用、道路占用等の許可をとって行う場合についてはその写し等）

別表 1

①騒音に係る特定建設作業（○印は届出対象）

	特 定 建 設 作 業 の 種 類	騒規法	県条例
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機又はくい抜機を使用する作業を除く。)	○	○(注)
2	びょう打機を使用する作業	○	
3	さく岩機を使用する作業（手動式のものを含む） (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	—
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動の出力が 15kw以上 のものに限る。）を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	—
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）を設けて行う作業 (モルタル製造作業を除く。)又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	○	—
6	バックホウ（原動機の定格出力が 80kw以上 のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）	○(注)	—
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kw以上 のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）	○(注)	—
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kw以上 のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）	○(注)	—
9	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業（騒音規制法対象外に限る。）	—	○(注)
10	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	○

(注1)くい打機でアースオーガ併用の場合は、県条例に該当する。

(注2)バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーにおける環境大臣が指定するものとは、**概ね低騒音型機械**と考えてよい。

（県条例のブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業に該当する。）

②振動に係る特定建設作業（○印は届出対象）

	特 定 建 設 作 業 の 種 類	振規法	県条例
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機又はくい抜機を使用する作業を除く。)	○	—
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	—
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	—
4	ブレーカー（ <u>手動式のもの</u> を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	—

2. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業を行う場合、**別表2に示す基準を守らなければなりません。**ただし、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占用許可を要する工事、道路使用許可を要する工事等のためやむを得ない場合は適用されません。

別表2

区域の区分	規 制 基 準	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
甲の区域	騒音 85 dB	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	1日のうち10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、その他の休日ではないこと
	振動 75 dB				
乙の区域	騒音 85 dB	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	1日のうち14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、その他の休日ではないこと
	振動 75 dB				

(備考)

1. 特定建設作業に係る甲、乙の区域の区分は、騒音、振動いずれかに係る特定建設作業についても、騒音規制地域の区域の区分によって次のように定められたものとする。
(甲の区域は、騒音規制地域の区域の区分の第1、2、3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80mの区域、乙はその他の区域。)
2. 測定方法は、工場等におけるものと同じとする。

3. 工事を行うにあたっての注意事項

- (1) 工事を行う前に近隣住民へ工事内容を説明してください。
- (2) 建設現場において苦情が発生した場合、施工者が誠意を持って速やかに解決してください。
- (3) 建設作業を行うにあたり、土砂、廃材、資材等等を自動車で運搬する者は、当該運搬にて土砂等を路上に脱落、散乱させ、道路に隣接する地域の生活環境を損なわないようにしなければなりません。
なお、高砂市環境保全条例により、当該運搬を1日に同一道路を延べ台数30台以上の車両を使用して行う場合、それを実施する7日前までに高砂市環境政策課へ反復運搬届を提出しなければなりません。
- (4) 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水を排出する作業を行う者は、その汚水による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講じなければなりません。
- (5) 建設現場から発生する廃棄物（建設廃材、残土等）は速やかに処分を行ってください。**止むを得ず一時保管する場合は、その保管場所において、粉じん・騒音・振動等の苦情が発生しないように注意して下さい。**

4. 罰則

届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、10万円以下又3万円以下の罰金に処せられます。

5. 問い合わせ、届出先

高砂市生活環境部環境経済室環境政策課 (079-443-9029)